

◎三十五番（紺野長人君）県民連合の紺野です。

最初に、知事に再生可能エネルギーの推進について質問します。

産業革命以降、二酸化炭素を大量に放出し続けた結果、地球温暖化が一気に進み、人類は気象変動によるさまざまな困難に直面しています。

再生可能エネルギーの推進による地球温暖化防止は、人類が地球上で生き続けるための共通の願いであり、その中心に福島県が存在できれば、そこそが「ふくしまプライド。」として、私たちは世界に向かって胸を張ることができます。

先日県が公表した昨年度末時点の再生可能エネルギーの導入量は県内消費電力の約七七％に達しており、これは一般世帯の年間使用量の約二百二十七万戸分に相当するとのことです。しかし、名実ともに再生可能エネルギー先駆けの地となるためには、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

そこで、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

次に、要介護者の入所施設の確保について質問します。

特別養護老人ホームにあきがなく、つなぎで入ったはずのサービス高齢者住宅、いわゆるサ高住の入居料が払えなくなり、自宅に戻り、はうようにして暮らしている高齢者がふえ続けています。月三、四万円程度の国民年金では、月に十五万円を超える入居料を払い続けることはかなうはずもなく、政治が光を当てない限り、行政による福祉の手が届かないまま生涯を終えることになってしまいます。

また、介護の現場からはサ高住への入居によって介護度が重度化しているとの報告もなされています。これは、入居者が自分でできることまでサービスメニューに加え、収入を確保せざるを得ない介護保険制度になっているためです。

介護保険法の第一条には「その有する能力に応じ」と明記されていますが、安上がりの福祉政策が介護保険財政を逆に悪化させています。

そこでまず、福島県における特別養護老人ホームの入所希望者のうち要介護三以上の高齢者の数をお尋ねします。

次に、サ高住や有料老人ホームは拡充傾向にありますが、所得の少ない要介護者にとって命綱とも言える特別養護老人ホームは介護人材不足などを背景にほとんどふえていません。

介護福祉施設の整備は、市町村計画によって進められていますが、市町村によっては単独での施設整備が難しい状況にあるのも事実です。

そこで、特別養護老人ホームの入所定員をふやすべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、重度心身障がい者の医療費窓口負担について質問します。

重度心身障がい者医療費助成制度は、心身の障がい者が治療を受けたときなどに保険診療費を助成する制度です。後に治療費が戻るとはいえ、こうした方が窓口で一旦現金を支払うのは大きな負担となるため、医療費を直接支払う市町村もあります。

一方で、国は市町村が自主的に福祉政策を充実することはまかりならんばかりに、窓口負担をなくしている市町村に対し国民健康保険の減額調整を行っています。

重度心身障がい者医療費助成制度の窓口負担の無料化を進めるため、国民健康保険の減額調整措置をやめるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、ひきこもり対策について質問します。

国は、昨年十二月にひきこもり状態となっている方の生活状況を調査していますが、労働者の人権を無視した職場環境や就職氷河期が長期に及んだ

ことなどを背景に、日本のひきこもり者は実態把握が困難なほど増加していると言われています。学力偏重教育のもとで、対人関係の築き方を身につける機会を子供たちから奪ってきたことも含め、競争社会の犠牲者です。

また、要支援者を介護保険制度から外し、総合事業へと移行したことで、自力で外出できない高齢者などがひきこもり状態になるケースが増加しています。こうした方は、活動時間が著しく減少するため、雇用症候群に陥る傾向が高く、ひきこもり対策はまさしく福祉政策と一体的に取り組まなければならぬ課題です。何よりも、ひきこもり状態が長期化、高齢化する前に必要な支援を届けるためには、本人や家族からの相談にしっかりと対応することが必要です。

そこで、県はひきこもり状態の方からの相談にどのように対応していくのかお尋ねします。

次に、農産物への鳥獣被害対策について質問します。

県は、殺処分などさまざまな取り組みを進めていますが、農産物への鳥獣被害は一向におさまる傾向にはありません。特に果樹農家の被害は収穫時期に集中するため、精神的ダメージも大きく、このままでは農業をやめるしかないと嘆く農家も多く、すぐれた果樹の産地を失うことは県にとっても大きな損失です。

野生鳥獣は、食料と活動範囲に応じて個体数が調整されるため、殺処分に よる抑制には限界があり、すみ分け対策と並行して取り組むことが重要です。福島市では、市町村リーダーと呼ばれる専門員による農家への通報や 追い払いによる対策が一定の成果を上げており、農家からは取り組みの拡 充が求められています。

そこで、県は農作物の鳥獣被害対策を担う市町村の専門職員の確保をどの ように支援していくのかお尋ねします。

次に、中小企業の人材確保について質問します。

県内の雇用と経済を支えているのは、中小企業とそこに働く皆さんです。しかし、若者の県外流出に歯どめがかからない中で、労働力不足により安定的な経営に影を落としています。特に県外の大学などに進学した若者の七割以上が県外の企業に就職しており、福島県は優秀な人材を失い続けていることとなります。

そこで、県は中小企業の人材確保のため、若者の定着・還流にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、中小企業の経営安定に向けた金融支援について質問します。

震災以降の復興需要も山場を過ぎ、県内の中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。ことしに入り、県内企業の倒産は件数、金額ともに増加しており、これに伴い、信用保証協会では金融機関への代位弁済が増加すると見込まれています。

中小企業の経営安定と若者の県内定着は車の両輪であり、確保した人材の雇用を維持するためにも、経営安定のための金融支援を充実させることが必要です。

そこで、県は中小企業の金融支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、シルバー人材センターへの事業支援について質問します。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいづくりだけでなく、農家の繁忙期に人材を派遣するなど、業務量を固定しにくい仕事を比較的安価で請け負うことから、市民にとっても貴重な存在です。

今後は、放課後児童クラブの支援員など、地域社会が必要とする事業に人材を活用できるよう、センターが行う研修への支援も検討していくべきです。また、センターが独自に取り組む安全就業対策など、高齢者の働く環

境の改善に向けた支援も求められています。一方で、労働力不足を背景に登録者の減少と高齢化が進んでいることから、働いていない高齢者の掘り起こしを進める必要があります。

そこで、県はシルバー人材センターの事業をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、職員の超過勤務の縮減について質問します。

国の行政改革は、簡素な行政の実現や国民の自己責任の推進など、高齢化が進み、福祉の充実が求められる社会に逆行するものです。加えて、小さな政府の考え方のもとで強行してきた公立病院や福祉施設の廃止や民営化は、主権者である住民の切実な反対の声を無視するものとなっています。

そしてまた、地方自治体の総人件費の削減は、市民の福祉と生活を支えるという役割が増大する中で、自治体の長時間労働を拡大し続けています。こうした中、県はことし四月、国の働き方改革の法改正にあわせて条例改正を行い、超過勤務時間の縮減を目指していますが、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

そこで、県は職員の超過勤務の縮減にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、職員の在庁状況から超過勤務の実態を把握するための具体的な手法について質問します。

震災、原発事故直後の異常とも言える職員の働き方は、原発事故からの復興という終わりの見えない業務が続く中で、八年を経過したにもかかわらず厳しい状況が続いています。

精神疾患による長期病休者は、震災前年度の六十三人に対し、二〇一八年度は百四十四人と二倍を超えており、行政サービスの観点からも放置できる状況ではありません。何よりも、まずは取り組みの基本となる在庁の状

況を客観的に把握することが重要です。

そこで、職員の健康管理を適切に行うため、在庁の状況をパソコンの使用時間等により把握すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、臨時、非常勤職員の新たな任用制度について質問します。

現在県には多くの非正規職員の方が働いており、県の行政サービスを維持するために重要な役割を担っています。背景には、国の行政改革による総人件費削減への圧力が強まる中で、やむなく臨時雇用に切りかえてきたという経緯があります。いずれにせよ、来年四月の実施を考えると、臨時、非常勤職員の募集に当たり、早目に賃金、労働条件を示さなければなりません。

そこで、県は会計年度任用職員制度の導入に当たり、臨時、非常勤職員の給与等の勤務条件の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、新たな制度では、パートタイム職員への一時金の支給やフルタイム職員への諸手当の支給が盛り込まれており、これらの処遇改善に必要な財源の確保について質問します。

法施行が来年四月に迫る中で、国はいまだに制度導入に必要な財源について明確に示していないと聞いています。仮にも国が財源措置を行わない中で処遇改善を実施することになれば、地方自治体や関係団体は予算全体に重大な影響を及ぼすことになります。

そこで、会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、県における任用制度の切りかえに関連して、公立大学法人の臨時、非常勤職員の適切な処遇の確保について質問します。

これまで医科大学や会津大学の賃金と基本的な労働条件は、県に準ずる形をとりながら、人件費のあり方などについてスムーズな運営がなされてき

ました。また、医療現場や専門技術を必要とする職場では依然として人材確保が厳しい状況にあり、臨時、非常勤職員の処遇改善は極めて重要な課題となっています。

そこで、公立大学法人における臨時、非常勤職員の給与等の勤務条件の整備について、県の考えをお尋ねします。

次に、スクールカウンセラーの資質の向上について質問します。

教育現場は今、格差拡大による貧困世帯の増加や発達障がいや不登校児童生徒の増加などによって、教員だけでは対応困難な課題が山積みになっています。また、震災から八年半が過ぎた今でも、学校生活や家庭生活に不安を抱き、心のケアを必要とする児童生徒が多数います。子供たちが抱えるさまざまな課題に対応するためには、専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は極めて大きなものがあります。

そこで、県教育委員会は公立学校におけるスクールカウンセラーの資質の向上にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、子供の居場所づくりについて質問します。

政治が新自由主義に傾く中で、社会のさまざまな仕組みを競争に委ねてきた結果、深刻な格差社会のもとで多くの矛盾が噴出しています。子供の貧困問題もその一つで、大人たちがつくり出した社会の矛盾を子供たちに押しつけている現状を放置していいはずがありません。

政治が手を差し伸べない中で、市民ボランティアが子供たちに栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂がふえ続け、全国では三千七百力以上に達しています。県内でも市民団体による活動が広がりを見せ、ことし一月時点で四十力所を超える子ども食堂が子供の孤立を防ぎ、健やかな成長のために大きな役割を担っています。

そこで、県は子ども食堂などの子供の居場所づくりへの支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、子供の居場所づくりの一つである放課後児童クラブについて質問します。

共働き家庭がふえる中で、保護者にかわって放課後の児童を受け入れ、遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの役割は年々大きくなっています。しかし、設置運営の形はさまざまで、公立の児童クラブは比較的安定した運営がなされていますが、民営の場合、アパートや借家を利用してるところもあり、子供を預かる環境としては多くの問題を抱えています。

また、保護者の負担もまちまちで、同じ県内でも無料から月二万円と、児童福祉法に基づく事業のもとで行われているとは到底考えられない状況となっています。子供たちが安全に活動できる環境を確保することは、保護者が安心して働き続けるためにも重要な取り組みです。

そこで、放課後児童クラブに小学校の余裕教室を活用すべきと思いますが、県の考えをお尋ねし、私の質問を終わります。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）紺野議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについてであります。

私は、復興計画の基本理念である原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指し、地域主導、産業集積、復興牽引の柱のもと、再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の集積に取り組んでまいります。

平成二十八年からは、福島イノベーション・コースト構想を加速化し、福島全域を未来の新エネルギー社会のモデル創出拠点とすることを目指す福

島新エネ社会構想に基づく取り組みを開始し、阿武隈地域等における風力発電等の大量導入に向けた送電網の整備を進めているほか、国の実証事業として進められている再生可能エネルギーから水素を製造する福島水素エネルギー研究フィールドの試運転が来月から開始される予定であります。さらに、来月には再生可能エネルギー関連産業が集積しているドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州に加え、新たに同国のハンブルク州、スペインのバスク州と覚書を締結し、連携関係を強めてまいります。

引き続き、福島発の先進的な施策に挑戦し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

職員の超過勤務の縮減につきましては、震災前に比べ業務量が増大している中、これまで柔軟な人員の再配置を初め管理職員による業務の進行管理の徹底、職員に対する意識啓発等に取り組んできたところであります。

あわせて、職員の公務能率の向上の観点から、ソフトウェアによる業務工程の自動化、いわゆるRPAの試行的な導入など業務執行方法等の見直しも進めながら、引き続き超過勤務の縮減に努めてまいります。

次に、職員の在庁の状況につきましては、現在管理職員による超過勤務の実績の確認等を通して把握しております。

一方で、今般の働き方改革関連法の施行に伴い、健康管理の観点から、パソコンの使用時間の記録など客観的な方法等により労働時間の状況を把握することが求められるようになったことから、パソコンを使用しない業務への対応も含め、在庁の状況を把握する手法を検討してまいります。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う勤務条件の整備につきましては、

任期や勤務時間等、一定の要件のもとでの期末手当や通勤手当等、各種手当の支給、労働基準法等に基づく休暇、休業の付与等の準備を進めてまいりました。

令和二年四月からの円滑な導入に向け、丁寧な制度周知に努めるとともに、引き続き臨時、非常勤職員の適正な任用や勤務条件の整備に取り組んでまいります。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置につきましては、これまで全国知事会単独での要望はもとより、地方六団体等とも連携し、機会を捉えて国に要望してきたところであり、今後とも国の対応を注視してまいる考えであります。

次に、公立大学法人における臨時、非常勤職員の給与等の勤務条件につきましては、これまで県の規定に準じた対応がなされてきたところでありま

す。
現在、県立医科大学、会津大学、両法人において、今回の制度改正の趣旨を踏まえた検討がなされているところであり、今後とも十分に情報交換を行ってまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

特別養護老人ホームの入所希望者のうち要介護三以上の方につきましては、平成三十年四月一日現在八千六十一人となっております。

次に、特別養護老人ホームの入所定員につきましては、市町村が必要とする施設サービスの見込み人数を積み上げたものを介護保険事業支援計画に反映し、その計画に基づき施設整備の補助を行っております。

また、ショートステイからの転換や市町村間における広域的な整備による定員増についても助言等を行っているところであり、今後とも市町村の計

画的な整備を支援し、入所定員の確保に取り組んでまいります。

次に、重度心身障がい者医療費助成制度の窓口負担につきましては、無料化することにより、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われ、市町村の財政負担が増加することとなるため、この減額調整措置を行わないよう、全国知事会など関係団体と連携しながら国に要望しているところであり、引き続き障がい者が安心してひとしく医療を受けられるよう対応してまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

中小企業の人材確保のための若者の定着・還流につきましては、PR動画や紹介誌を通して企業の魅力を発信するとともに、就職支援協定校と連携したきめ細かな情報提供や本県出身学生等による交流事業の開催等に取り組んでいるところであります。

さらに、県外学生のインターンシップの受け入れの強化や奨学金返還支援事業の対象の拡大など、若者の県内就職、定着を促すための取り組みを一層進めてまいります。

次に、中小企業の金融支援につきましては、県制度資金において金利や保証料の負担を軽減するとともに、今年度は事業承継のための制度を創設するなど、融資を受けやすい環境づくりに努めております。

今後とも、制度資金の十分な融資枠を確保し、より利用しやすい制度への見直しに努めるほか、融資後の経営相談にも力を入れるなど、金融機関や県信用保証協会等と連携しながら、中小企業の実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、シルバー人材センター事業への支援につきましては、本年四月から働く意欲のある高齢者の要望を踏まえ、希望のあった七地域の三十五職種

について就業時間の緩和を図ったところであります。

また、仕事を求める高齢者の掘り起こしや企業とのマッチング、就業先の企業の職場環境改善を新たに支援するとともに、市町村に対しセンターの運営に関する支援や利用促進を働きかけるなど、引き続き高齢者の就業機会の拡大に向け、センターが行う事業を支援してまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

農作物の鳥獣被害対策を担う市町村の専門職員の確保につきましては、先月専門知識を有する社会人や学生を対象として就職相談会を開催したほか、技術研修や市町村とのマッチングを進めております。

さらに、専門職員を雇用する市町村に対し賃金や現地指導費等の助成を行うなど、今後も市町村と連携し、鳥獣被害対策を担う専門職員の確保に努めてまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

ひきこもりの相談につきましては、ひきこもり支援センターの専門職員が電話、来所や訪問による面談で一人一人の課題を整理し、人間関係の悩み、精神障がい、いじめなど、ひきこもりの要因に応じ、就労支援や福祉、医療などの関係機関と協力して対応しております。

引き続き、関係機関の連絡協議会で現状や課題を共有し、連携を深めながら、きめ細かな相談対応に努めてまいります。

次に、子ども食堂などの子供の居場所につきましては、支援を必要とする子供を早期に発見するなど、地域全体で子育てを応援する役割が期待できます。

このため、県といたしましては、開設費用を助成しているほか、地域住民

や県内スーパーと連携して食材を提供する取り組みを展開し、困難を抱える子供に対する地域での支援の輪を広げてまいります。

次に、放課後児童クラブへの小学校余裕教室の活用につきましては、実施主体である市町村が小学校の余裕教室を初め旧幼稚園舎や公民館の空き研修室等の活用を進めております。

県といたしましては、放課後児童クラブの新設や余裕教室の改修等に対して財政支援を行うとともに、放課後児童支援員等に対して研修を実施し、放課後児童クラブの運営を支援してまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

スクールカウンセラーの資質の向上につきましては、複雑化する児童生徒ならではの心の問題に対応する必要があることから、特に新任者には三度にわたり研修を行うとともに、具体的な事例に基づき、チームとしての効果的な支援の方法を協議する研修会を地区ごとに開催しているところであります。

今後も子供を取り巻く課題に応じた研修を充実させ、資質の向上に努めてまいります。